塩尻市建設工事「**失格基準価格**」算定フロー

ス タ ー ト

設計額（税込み）が200万円以上の
簡易型一般競争入札又は指名競争入札に付する工事

一般競争入札等 → **低入札価格調査**

200万円未満 → 対象外

入　　札

① 入札書比較価格（税抜き）を超える応札者を算定対象から除外します。

② ①で除外された残りの応札者の平均値±（標準偏差×１．５）の範囲外にある応札者を算定対象者から除外します。
　①で除外された残りの応札者数：n
　①で除外された残りの応札価格：x

平均値： $\Sigma x/n$ **1円未満切り捨て**

標準偏差： $\sqrt{\dfrac{n\Sigma x2-(\Sigma x)2}{n2}}$ **1円未満を四捨五入**

③ ②で除外された残りの応札者が**3**者以上か？

Aルート
3者未満の場合 → **失格基準価格** ＝ 89．5%相当額 **（百の位を切り上げ）**

④ ③において入札書比較価格の89．5%相当額以上の応札者が3者以上か？

Bルート
3者未満の場合 → **失格基準価格** ＝ 89．5%相当額 **（百の位を切り上げ）**

Cルート

⑤ （入札書比較価格の89．5%相当額以上の応札者のうちで）

$$\text{平均価格} = \frac{\text{相当額以上の者の価格合計}}{\text{相当額以上の者の数}}$$

以上により算出された平均価格(**百の位以下を切り上げ**)を**失格基準価格**とする。

ただし、算定した平均価格が入札書比較価格の94．5%を超える場合は、94．5%相当額(**百の位を切り上げ**)とする。

失格基準価格 ＝ 上記で計算された額